主文

原判決を取り消す。

被控訴人の請求を棄却する。

訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

事実及び理由

第一 控訴の申立て

主文同旨

第二 事案の概要

原判決の当該欄に記載のとおりである。

ただし、三頁九行目の「右のとおり」から一〇行目末尾までを、「Aの法定相続人は、長男である被控訴人のほか、子であるB、C、D、E、養子であるF(被控訴人の妻)であった。」と改める。

第三 争点に対する判断

一 遺言公正証書による本件遺言の内容は、遺言者はその所有に属する遺産全部を 包括して遺言者の長男である被控訴人に遺贈する旨(第一条)及び遺言者は本遺言 の遺言執行者として被控訴人代理人弁護士を指定する旨(第二条)の二か条からな るものである。

二 ところで、遺言の解釈に当たっては、遺言書の文言を形式的に判断するだけではなく、遺言書において表明されている遺言者の意思を尊重して合理的にその趣旨(遺言者の真意)を探求すべきものではあるが、遺言という意思表示の解釈問題である以上、まず重視すべきは遺言書の文言であることはいうまでもない。これを本件についてみると、その文言上は包括遺贈であることが一義的に明らかであり、疑問を容れる余地はない。

この点につき、被控訴人は、包括遺贈として本来民法が予定しているのは相続人以外の者に対する場合で(民法九九〇条)、相続人に対する包括遺贈は、である旨主張するが、民法は相続人に対するものである旨主張するが、民法は相続人に対する主張は、であるに対すると解されるので(民法九〇三条一項)、対象を定めて、その全部を遺贈されるのでとも、包括遺贈であるようでは、対象を遺産するものである。を内包括遺贈は、遺言書の記載上全部包括遺贈であることがなどのものである。権利取得の効果を生じさせるものに表示するものによいである。権利取ける代わりにといてきるから(最高裁判所第二人を担けの集合体、民集五〇巻一号一三二頁参照)、相続人の右主張は、採用できない合きのと明らに相当でない。被控訴人の右主張は、採用できないというである。

三 もっとも、本件公正証書が作成されたのは昭和六二年一二月一四日であり、当時既に、公証実務においては「相続させる」という文言で遺言公正証書を作成立証書を作成立正とが一般的であったのであるから(甲四・弁論の全趣旨)、もしAがこの公務の方法により「その遺産全部を被控訴人に相続させる。」旨の遺言をしておれば、単独で相続登記の申請も可能であり(昭和四七年四月一七日民事甲第一四と民事局長通達設例(4)、乙二)、登録免許税も低額で済んだ(相続を原因ととる所有権移転登記であれば不動産の価額の千分の六であるのに対し、遺贈を原因とがある所有権移転登記であれば千分の二五となる。)はずであって、このことを資知っていたならば、本件において、Aは当然右の「相続させる」、文言による遺知の公証実務を遺言書の合理的解釈にあたって考慮するのは、いわゆる形式的審査権の及ぶ範囲内であるといってよい。

しかしながら、Aが右のような公証実務を知っていたかどうかを調査することは、登記官の形式的審査権の及ぶ範囲外というべきであり、登記官としては、申請書類と登記簿を審査の資料として、遺言書の全記載に照らし右公証実務をも考慮の上、合理的に遺言の趣旨を解釈すべきものと考える。そこで、この見地から検討するに、本件遺言書の作成には、法律の専門家である弁護士(証人として立ち会い、遺言執行者に指定されている。甲一)や公証人(遺言の方式は公正証書である。)が関与していること、それなのに、「相続させる」という文言による遺言がなされていること、登記実務においず、全部包括遺贈であることを明言する遺言がなされていること、登記実務におい

もっとも、共同相続人に対する割合的包括遺贈は、遺産全体に対する指定割合によって遺産分割手続を行うことを意図するものであって、遺産を構成する個々の特定財産につきその指定割合に応じた共有持分を物権的に取得させるものではないので、その実質は相続分の指定があったのと同様であると解される。したがって、の場合には、相続を登記原因として権利移転の登記をすることができるとがあるれ、包括遺贈でありながら、相続による登記ができるものとできないものとがあることになるが、前者は割合的包括遺贈、後者は全部包括遺贈の場合であって、両者は既に説示したとおりその法的性質を異にするのであるから、前者の場合があるに、先に説示した本件遺言の解釈に影響を及ぼすものではないというべきである。

五 また、弁論の全趣旨によれば、被控訴人が遺贈でなく相続を原因とする本件申請を行い、これを却下した本件決定に対して不服の訴訟を提起しているのは、遺贈を原因とする登記申請に要する登録免許税額が相続を原因とする場合に比して多額に上ることにあると認められるところ、本件のように相続人のうちの特定の者に対して遺産全部を承継させる方法として、全部包括遺贈の方法を採った場合と相続させる遺言の方法を採った場合とでその税額が著しく異なることとなるのは、課税の公平の見地から問題がないとはいえないけれども、このような事情があるからといって、以上説示にかかる本件遺言の解釈を左右することは困難であるというほかはない。

六 以上のとおりであって、本件遺言書は相続を証する書面に該当しないものというべく、本件申請には相続を証する書面の添付がなかったことに帰するから、これを却下した本件決定は適法である。よって、被控訴人の本訴請求は理由がないので棄却すべく、これと異なる原判決を取り消すこととし、主文のとおり判決する。 仙台高等裁判所第二民事部

裁判官 佐々木寅男裁判官 佐村浩之